

食品安全委員会第19回会合議事録

1．日時 平成15年11月13日(木) 14:00～14:50

2．場所 委員会大会議室

3．議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

- ・ B S E 発生国からの牛受精卵の輸入
- ・ 動物用医薬品(イミダクロプリド)

(農林水産省からの説明)

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

- ・ アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること

(3) 食品安全委員会における調査審議方法等について(改正)

(4) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について(10月分)

(5) その他

4．出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員

(説明者)

農林水産省 岡島消費・安全局審議官、栗本衛生管理課長

(事務局)

梅津事務局長、一色事務局次長、岩淵総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、宮崎評価調整官

5．配布資料

資料1 委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況

資料2 - 1 B S E 発生国からの牛受精卵の輸入停止措置の解除について

資料2 - 2 動物用医薬品(イミダクロプリド)の概要について

資料3 アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用することについて

- 資料 4 食品安全委員会における調査審議方法等について
資料 5 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について（10月分）
資料 6 第2回食品安全委員会農薬専門調査会に関する情報の公開について

6．議事内容

寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」の第19回会合を開催いたします。

本日は6名の委員が出席しております。

本日の会全体のスケジュールにつきましては、お手元に資料に食品安全委員会第19回議事次第というのがございますので、ごらんになってください。

まず、お手元の資料の確認をお願いいたします。資料数は全部で7点です。番号は6までです。

資料1が「委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況」。

資料2-1が「BSE発生国からの牛受精卵の輸入停止措置の解除について」。

資料2-2が「動物用医薬品（イミダクロプリド）の概要について」。

資料3が「アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用することについて」。

資料4が「食品安全委員会における調査審議方法等について」。

資料5が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等について（10月分）」でございます。

資料6が「第2回食品安全委員会農薬専門調査会に関する情報の公開について」でございます。

お手元でございますね。

それでは、議題の1に入らせていただきます。食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について、先週の委員会でもお話ししましたとおり、農林水産大臣より食品健康影響評価の要請が来ております。BSE発生国からの牛受精卵の輸入、動物用医薬品のイミダクロプリドの残留基準の設定に関しまして、農林水産省の説明を聞きたいと思っておりますが、まず第1に、資料1は、ここに委員会の意見を今まで聴取してきたもの、あるいは処理状況でございまして、裏側の2ページのところの・の2つの欄ですね。これが本日、農林水産省から御説明を受ける項目になっているわけでございます。

それ以外に、ここに書いてありますように、このほかに11月12日付で農林水産大臣、厚生労働大臣より「牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン」。

農林水産大臣より、牛脊柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正。豚由来たん白質等の飼料への利用について。遺伝子組換え飼料「ランドアップ・レディー・テンサイH7-1系

統」に關しまして、食品健康影響評価の要請が来ております。

本件につきましては、来週、関係省より説明を聞くようにしたいと思っております。

それでは、まず B S E 発生国からの牛受精卵の輸入につきまして、農林水産省消費・安全局、岡島審議官。栗本衛生管理課長によろしく願います。

岡島審議官 ただいま委員長からお話がありましたように、10月31日付で農林水産大臣から食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いいたしました。ただいま御説明いたします、B S E 発生国からの牛受精卵の輸入停止の解除につきましては、食品安全基本法第24条第3項に基づく、いわゆる任意の諮問事項となります。内容につきましては、栗本衛生管理課長から御説明いたします。よろしく願います。

栗本衛生管理課長 それでは、御説明させていただきます。

資料2-1をごらんいただきたいと思います。まず、これまでの経緯でございますが、B S E の我が国への侵入を防止するために、B S E 発生国からの牛受精卵の輸入は停止をしているところでございます。E U 諸国、スイス、リヒテンシュタイン、チェコからは、平成13年から輸入を停止しております。E U のうち、イギリスからは平成8年から輸入を止めておりますが、これは口蹄疫というよりは、英国政府の諮問機関が B S E と人の変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の関連性の可能性を発表した年ということでございます。この年から輸入を止めております。

カナダからは、B S E 発生がございました、本年の5月から輸入を停止しております。

(2)でございますが、今年の5月、国際獣疫事務局は、国際受精卵移植学会、I E T S と言っておりますが、その勧告に従いまして、採取、取り扱われた牛受精卵につきましては、輸入の規制の対象とすべきでないといまして、国際動物衛生規約の条項を改正しております。

これを受けまして、農林水産省の B S E 技術検討会において検討していただきました結果、B S E 発生国からの受精卵については、O I E の基準に準じた形で、「輸出国において、B S E が届出伝染病に指定されていること」、「I E T S の勧告に従って採取され、取り扱われた受精卵であること」、「供卵牛が B S E 患畜・疑似患畜でないこと」という、3点の条件を付して輸入を認めて差し支えないということとされております。

そして「今後の取り扱いの考え方」でございますが、B S E 発生国からの牛受精卵につきましては、ただいまの3点がベースになりますが「輸出国において、B S E が届出伝染病に指定されていること」、「国際授精卵移植学会(I E T S)の勧告に従って採取され、取り扱われた受精卵であること」、「B S E の患畜又は疑似患畜以外の牛から採取された受精卵であること」ということを条件に輸入を認めることとしたいと考えております。

このことにつきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

どなたか、この件につきまして、この段階で質問とか何かございますでしょうか。

どうぞ。

寺尾委員 ちょっとわからなかつたんですけれども、経緯の(1)で括弧内、英国からは口蹄疫が発生したから停止しているということで、これはまだ、ずっと続くわけですね。

栗本衛生管理課長 この平成8年という理由としては、先ほど申し上げましたように、英国での人の変異型クロイツフェルト・ヤコブ病との関連性の可能性が言われた年ということでございます。

寺尾委員 理由は口蹄疫ということですから、これはずっと続いて、相変わらず停止するという話。

栗本衛生管理課長 英国についても他のBSE発生国と同じように考えたいということでございます。

寺尾委員 そうですか。

寺田委員長 よろしいですか。

寺尾委員 そうすると、口蹄疫の心配は解除するという話になるということですね。つまり、BSEと口蹄疫、2つありましてね。

栗本衛生管理課長 そうです。勿論、口蹄疫で問題が出ている国については、これとは別に口蹄疫を理由にして輸入を認めないという取扱いをしてまいります。

寺尾委員 わかりました。

寺田委員長 ほかにございますか。

どうもありがとうございました。続きまして、2番目の動物用医薬品のイミダクロプリドにつきまして、よろしくお願ひいたします。

栗本衛生管理課長 資料2-2をごらんいただきたいと思ひます。本剤の概要でございますが、イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤、ノックベイトという商品名でございます。

本剤の用法、用量につきましては、畜・鶏舎内の通路等、家畜が直接食べられない、経口摂取できない場所に適切な容器に入れて設置するという用法、用量でございます。

効能効果でございますが、畜、鶏舎内及び周辺のイエバエ成虫の駆除でございます。

食品安全委員会に意見を伺う事項、経緯でございますけれども、この製剤、イミダクロプリドを主成分としております動物用医薬品といたしましては、犬猫用の皮膚投与型、背中に垂らすような形のノミ駆除剤が既に7品目承認されております。

今回の製剤は既に承認されている成分を主成分とするもので、かつ動物体に直接適用しないという用法の動物用殺虫剤でございますが、既に承認されております動物用医薬品がいずれも犬または猫のみを対象動物としているということで、食用動物用としては新しい成分という取り扱いということで、8月22日に食品健康影響評価が明らかに必要でないときという場合に該当しないということで、今回、食品健康影響評価をお願いしているものでございます。

本剤の特徴でございますけれども、主成分のイミダクロプリドは、ハエに対しては経口摂取で即効的効果を示しますけれども、その作用部位が脊椎動物にはない、昆虫特異的なものということで、哺乳動物に対しては毒性が低く、また動物の皮膚からはほとんど吸収されないという特徴を持っております。

従来のハエ駆除剤は噴霧するもの、エアゾール剤のようなものでございましたけれども、本品は家畜が経口摂取できない場所に置いた薬剤をハエが食べる。これはチーズのフレーバーが付いていまして、ハエが好んで食べる。そのことによってハエに対して即効的に効果を示すということに特徴がある製剤でございます。

そして、食用となる家畜の生産物を介しての人への影響の可能性は、極めて低いものと考えております。そういう特徴のある製剤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

どなたか御質問、あるいは今の段階で何か聞いておくことございますか。

よろしゅうございますか。

岡島審議官、栗本衛生管理課長、大変お忙しいところ、説明していただきましてありがとうございました。それぞれの専門調査会にかけて、また御返事申し上げます。

岡島審議官 よろしく願いいたします。

寺田委員長 それでは、次の議題でございますけれども「アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用することについて」事務局から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料3に基づきまして、御説明をさせていただきます。

資料3は、表題にも書いてございますように、11月12日付でプリオン専門調査会より食品安全委員会の委員長に対して御報告をいただいた報告書の本文でございます。

まず1枚めくっていただきまして、1ページをごらんください。「アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用することに係る食品健康影響評価について」につきましては、今年の8月25日に農林水産省より本委員会に意見の聴取の依頼のあったものでございます。

本件については、農林水産省の方で技術検討会、BSE対策検討会等で御議論を既に先行して行っておられまして、その結論も含めて本年7月1日より食品安全委員会が発足したことを踏まえて、こちらにお尋ねになってきたというふうに理解しております。本件につきましては、ページが打ってございませんけれども、資料3の後ろから2枚目をごらんください。参考1という紙がございます。

これが食品安全委員会及びプリオン調査会における審議の経緯を簡単にとりまとめさせていただきますのでございます。先ほど申し上げましたように、8月25日に農林水産大臣よりお尋ねがありまして、28日の第8回の食品安全委員会におきまして、そのお尋ねの内容について農林水産省の御担当の方より、本委員会で意見聴取が行われました。

10月7日に、食品安全委員会のプリオン専門調査会が開催されまして、そこで調査審議が行われまして、そこでとりまとめられた報告書案につきまして、広く意見の聴取をしてもよろしいかといことで、10月9日の第14回食品安全委員会に、これから意見の聴取を行いますということで、御報告をさせていただいたところでございます。

その後、10月9日から11月5日にかけて、専門調査会報告書案に基づいて御意見、情報の募集をいたしまして、それに対する御意見が2件ほどございましたけれども、それも含めてプリオン専門調査会で御判断いただいたところ、元の専門調査会報告書案を変える必要はないということで、11月12日付で、先ほど申し上げましたように、本委員会の委員長宛てに専門調査会座長より報告書が提出されたという経緯になるわけでございます。それで本日、御審議をいただくということでございます。

内容について簡単に御説明をさせていただきますが、1ページに戻ってお開きください。

アルカリ処理をした液状の肉骨粉と申しますものは、2のところに書いてございますように、肉骨粉等、これは原料はいろいろと申しますか、肉かすとかゼラチンとか、あるいは肉骨粉とか、そういうようなものを原料といたしまして、加熱処理、水酸化カリウム処理などの処理をして、最終的には水酸化ナトリウムのアルカリ溶液中で液状化をして、その液状化したものを原料にして肥料をつくるというものであります。

肉骨粉等由来の、動物の肉由来のたんぱく質はこのような方法でアルカリ分解して、アミノ酸等に分解されますが、それは肥料として植物に利用されやすいということで、有効な肥料であるということが既にわかっているということでございます。

2ページをごらんください。今回、農林水産省からお尋ねのありました件について、大きく整理をいたしますと、原料ごとに3つの原料からつくるということを想定をしてお尋ねをされております。

第1のケースは、2ページの(1)の「在庫の液状肥料」の下に「(肉かすを原料と

した液状肥料)」と、これが第1のケースであります。肉かすと申しますのは、2ページの一番下に欄外に注がございませうけれども、皮周辺の肉、毛、脂が混ざった、径10mm以下の不規則な粒状になったものということでございませうが、それを原料といたしまして、それに熱処理、この①の4行目辺りから書いてございませうけれども、OIE国際獣疫事務局でBSE異常プリオンを不活化するための方法の一つとして示している処理の中に、径50mm以下にした後、133℃、3気圧、20分間以上で蒸煮処理をすれば不活化されるということが記述されております。

それと同等以上の処理、粒径を10mm以下にして、135℃で2時間の蒸煮処理をするというのが、まず第一の処理であります。

更に液状肥料の製造段階において、2モル濃度の水酸化ナトリウムで1時間以上放置すると不活化するということがWHOのガイドラインに書いてございませうが、それよりも厳しい条件、溶液の最終濃度は2.3mol/L、85℃、1時間以上の条件でアルカリ処理が行われます。従って、肉かすを原料といたしまして、熱処理とアルカリ処理が行われます。こうしたものについて肥料として使うことについて、問題はないかというお尋ねが1つ目のお尋ねでございませう。

もう一つは、2ページの一番下の行辺りから書いてございませうが、ゼラチン、コラーゲン、これはBSE非発生国の牛骨で、かつ危険部位が除去されたものを原料としてつくったゼラチンにつきまして、日本国内で医薬品の製造用で使った切りかすのような余った部分を原料としてアルカリ処理をして、原料の製造段階において石灰溶液に20～50日浸漬した後、138～140℃で4秒間滅菌というものと同等の処理が行われます。ですから、pH12.5を超える1～5%石灰溶液に2～3か月浸漬した後、138℃で4秒以上の殺菌ということを入工程に入れてつくったものはどうかというのが、2番目のお尋ねでございませう。

3番目が、肉骨粉を原料といたしまして、これは全頭検査によってBSE患畜及びBSE疑似患畜でないことが明らかになった牛由来の肉骨粉であって、かつ特定危険部位が除去されたものというものを原料として、水酸化ナトリウム処理をしてつくった液状肥料についてはどうかというお尋ねであり、大きく分けて、この3点につきましてのお尋ねがあったというふうに理解をしております。

4ページをごらんください。4ページの上段には今、申し上げた3つの製造方法によって製造される肥料について、その他の背景情報といたしまして、液状肥料の製造方法というのは100～500倍に希釈されて使われるものであるとか、あるいは農作物に対してはBSEの異常プリオンがもしあったとしても、植物体内には取り込むことはないということが国際専門家会合の報告の中にあるということとか、あるいは農林水産省としては、今後

の管理措置として肥料の誤用、流用防止の措置を講じる予定であるというようなことが、その他の背景情報として農林水産省から御説明いただいているところでございます。

プリオン専門調査会の結論といたしましては、4ページの5のところでございますが、まず第1番目のケースでございます、肉かすを原料として熱処理及びアルカリ処理をされたものについては、食品健康影響評価については無視できる程度。肥料として利用することについては問題がないだろうという御結論でございました。

2番目のゼラチンを原料として製造される液状肥料については、やはり同じように原料の製造段階においてプリオンの不活化が期待できる処理が行われていることから、肥料として利用することについては問題ないのではないかというのが、第2番目の結論であります。

第3番目の肉骨粉等を原料としてアルカリ処理だけを行って製造するものについては、原料の処理方法、アルカリ処理の管理方法等について、もう少しデータの提示を求めないと現時点では判断ができませんというのが、この結論でございました。

5ページの上の(4)の部分は、なお書きでございますけれども、今後、使用に当たっては誤用・流用されることがないように管理を徹底してくださいというものが、プリオン専門調査会の報告書の案でございました。

これに基づきまして、参考2という最後のページをごらんください。この報告書案を公表いたしまして、これに対してインターネット、FAX、郵送、いずれの方法でも結構ですということで、本年の10月9日から11月5日にかけて御意見を募集させていただきました。これに基づきまして、いただきました意見は2点でございます。第1点は、液状肥料に使用するゼラチンをなぜ医薬品のゼラチンである必要があるのか。あるいはBSE発生国であっても、防疫体制のはっきりしている原産国のゼラチンであれば、液状肥料に使用しても問題ないのではないかというような御意見でございました。

専門調査会の先生方のお考えは、今回、農林水産省から意見を求められました案件というのは先ほど申し上げましたように、3つのケースについてどうかと。その中には非発生国からのゼラチンについて、それを原料として液状肥料をつくる場合どうかというお尋ねもございましたけれども、そうでない条件のゼラチン。例えばBSE発生国からのゼラチンということは、必ずしも今回の議論の対象になっているわけありませんので、今回のこの御意見をもって、今回のプリオン調査会の報告書の内容に何か変更をする必要があるものではないという御判断になりまして、この御意見については右側に書いてあるような回答を御用意いたしましたけれども、専門調査会の結論については変更はしないという御判断でございました。

その他として御意見ございましたけれども、その御意見につきましては本件とは直接関係のない御意見だという御判断でございまして、これも本件のプリオン専門調査会の報告書の内容を変えるものではないという御判断になりました。

これをもちまして、昨日 11 月 12 日付で、資料 3 にございますような報告書が提出されたものでございます。これに基づきまして、御審議をよろしくお願い申し上げます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

どなたか御意見、御質問ございましたらどうぞ。

本間委員 これ、私、最初の受け付けるときに 2 回ほど質問した記憶がございまして、アルカリ処理の条件が明確に示されているということ。処理のサイズですかね、これも粉末とは言わないけれども、小さな形態と明記されておりますので、よろしいかと思いました。

実はあのとき、豚骨ラーメンのような山盛りにしてアルカリを何となく浸すというようなことがもし行われれば、不完全な処理ということがあり得るかと思って、ちょっと理解が悪かった面がありますけれども、これで了解できたと思います。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ほかにはございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、このプリオン専門調査会の報告を、当委員会として了承するというので、よろしゅうございませうか。

(「はい」と声あり)

寺田委員長 どうもありがとうございました。そうさせていただきます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。食品安全委員会における調査審議方法等について、事務局から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料 4 につきまして、御説明を申し上げます。

本件につきましては、既に平成 15 年 10 月 2 日の食品安全委員会におきまして、調査審議方法の中立性を確保する観点から、利害関係者が関与する際、利害関係者が直接、当該品目の審議の御判断に関与することはないようにということで、規定を定められたものでございます。

当初は資料 4 の一番上をごらんいただきたいと思いますが、組換え DNA 技術応用食品等、その下線部分が今までなかったものでございます。外部からのお尋ね等で組換え DNA 技術応用食品だけが、この規定の対象になって、農薬とか添加物については規定の対象にならないのかというようなお尋ねもございまして、委員の方々から、こういうものについては、もっとはっきりと対象を明記した方が誤解が生じないのではないかという御指摘

をいただきまして、事務局でこのような修文の案を作成させていただいたものでございます。

1と2の変更部分は今、申し上げたような内容で、同じような形で例示を増やしたというものでございます。

3のところの下線部分ですが、これも追加でございますが、これも特別の利害関係ということの中身が、やはりきちんと例示がしてあった方がよりわかりやすいのではないかという御指摘を御意見の先生方からいただきまして、事務局でこのような文面にしてはどうかということで案を作成させていただいてものでございます。

今までは特別な利害関係を有する委員、また専門委員はとしか書いてございませんでしたけれども、その後に例えば、委員、または専門委員が、申請資料等作成者には該当しない。申請資料作成者というのは、このページの1の中に書いてございますけれども、申請資料の作成に関与した、作成に協力したという方のことですけれども、それに該当はしないけれども、作成に何らかの関係をしていたという場合。2番目、当該申請者から研究費を受けている場合。3番目は、当該申請者、これは企業であることがほとんどでございますけれども、そういう企業の役員に就任していた、または就任している場合ということで、特別の利害関係の例示を挙げて、より規定をわかりやすくしたという改定の案でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

寺田委員長 いかがでございましょう。前は遺伝子組換えだけというふうな誤解を招く人もいたようなので、等と書いてあるとそこで読めるわけですけれども、そういう質問もございましたし、きちんとした方がいいだろうと思います。これでよろしゅうございましょうか。

中村委員 現実にあるかどうかはわかりませんが、例えば、委員とか専門委員の前に書いたペーパー、論文を読んで、その申請者がそれによってヒントを得たとか何とかということで、申請の中に使ったという場合も、やはり退場するわけですか。

寺田委員長 どうですかね。

どうぞ。

村上評価課長 この規定の2に属するものだと思いますが、当該企業の資料の作成には関わっていないのだけれども、一般的な非常に引用される可能性の高い論文をお書きになっておられて、それがたまたま資料の中に入っていたという場合であろうかと思いますが、その場合は、委員長なり専門調査会の座長の御判断で発言をしてくれということです。具体的には座長や委員長が、これは関与の度合いは低いと御判断され、むしろ中立的な意

見をお聞きした方がよいという場合には発言をしていただくというような形で対応すればよろしいのではないかと考えております。

寺田委員長 一般的に言うと、1番と3番に付いています、いわゆるコンフリクト・インタレストにならないようにということでオープンでやっていますから、そんなこと、まさかできないと思うのですが、利益誘導をやるとかいうことは、たとえそういうことを隠してやる人がいたとしても、それはできないと思いますけれども、それは100%そうだとはいいかねますけれども。

こういうふうに書いてよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

寺田委員長 どうもありがとうございました。それでは、この改定案を承認していただいたということで、改正どおりにいたします。

それでは次の議題に移らせていただきます。食の安全ダイヤルに寄せられた質問等につきまして、これは10月分でございますが、事務局から説明をお願いいたします。

藤本勸告広報課長 それでは、資料5をごらんいただきたいと思います。

10月分について御報告申し上げます。件数としましては、36件ございました。うち食品安全委員会全般に関わるものが18件。リスク評価関係が5件ということでございます。具体的なものを下にQ & Aの形で載せてございます。

まず1つが、食品安全委員会や各専門調査会は傍聴できるのかとか、あるいはそのための手続が必要なのか。また、いつごろ開催されるのかといったような御質問がございました。こういう形で原則公開にしており、傍聴可能でございますし、定例的には毎週木曜日の午後2時から行っておるという内容の回答を付けてございます。

次のページでございます。食品安全委員会の議事録は、いつごろホームページに掲載されるのかということでございます。現在ちょっと業務の都合上もございまして、掲載が若干遅れておりまして御迷惑をかけておりますけれども、今後、会議開催後1か月前後で掲載するように心がけて努めていきたいという趣旨の回答でございます。

その次のところでございますけれども、今月、食品安全モニターに対するアンケート調査の結果を発表した後だったということもございまして、それに対する問い合わせが7、8件あったということでございます。ホームページに掲載しておりますので、そちらをごらんいただければということでございます。

次でございますけれども、食品安全委員会のホームページとリンクを張りたいというふうな御希望も問い合わせとして来ております。こちらにつきましては、原則フリーでリンクすることができますので問題ございませんが、リンクを行った場合はホームページ等を

通じて御連絡いただければありがたいという回答を付けてございます。

リスク評価の関係でございますが、一番最後のところでございますけれども、遺伝子組換え食品に関する意見募集を行いました関連でその趣旨等の関係の質問がございました。

答えの方で次のページに移らせていただきますけれども、御承知のとおり、遺伝子組換え食品等専門調査会におきまして、現在、その評価基準の案を作成すべく検討を行っておるわけでございますけれども、その作成に当たって事前に広く一般の方からの御意見を求め、基準案作成の参考とすることを趣旨としまして、10月6日から21日にかけて意見募集を行ったということ。更に10月24日には、意見を聞く会というものも開催したということ。更に、いただいた意見等につきまして、今後の調査会での評価基準案の作成、検討に参考にさせていただく予定であるといったことを答えてございます。

次のところでございますけれども、食品添加物や農薬などの安全性指標としての、いわゆるADIについては、どこで今後、審議していくことになるのかという質問もございました。

こちらにつきましては、7月以降、リスク評価機関である当委員会では実施していくということで、この結果に基づいてリスク管理機関である厚生労働省とか農林水産省が安全性を確保するための必要な措置を講じていくことになるということでございます。

最後でございますけれども、輸入野菜の残留農薬の安全性の不安があるということで、農薬に関するリスク評価についての質問がございました。この点につきましては、次のページに、以前8月にリスク評価全般についての解説がございますので、そちらと同様というようになりますけれども、農薬の食品安全評価では種々の安全性試験の成績を評価して、いわゆるADIを設定するという形で評価を行っておるということでございます。

なお書きということで、食品衛生法ではこのADIを超えないように作物ごとに残留農薬基準が設定されることになっているということでございます。その設定された基準が満たされているかどうかというのは、各自治体の食品衛生監視員によって抜き取り調査等の検査が実施されている。あるいは輸入品についても厚生労働省の検疫所で適宜モニタリング検査等が実施されているといったような解説を付け加えさせていただいております。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、何か質問とかコメントとか何かございますか。

よろしゅうございますか。

ちょっとこれは関係なくて、ホームページはどのくらいヒットがありますか。トータル、延べで結構ですけれども。月でも1日でも。

藤本勧告広報課長 この7月以降、3か月でたしか5万件ぐらいのオーダーだったと思います。

寺田委員長 何かほかにございますか。ちょっとまだ数が、知られていないのか安全の電話の方はちょっと少ないので、できるだけ疑問に思われたら気軽にぽっと来れるような。みんな御存じないんだらうな、余り電話番号の方は。また意見交換というときには電話番号を是非よろしく、委員の先生方。あちらこちらで宣伝をやっておいてください。

寺尾委員 意見交換のときは私、必ず言うことにしているんですけども。多分、皆さんも同じだろうと思うんですけどもね。

寺田委員長 それでは、そのほかにはございますか。資料6のこれは食品安全委員会の農薬専門調査会。これは後ですか、事務局の方は。情報の公開についてというのは、これは最後に言ったらいいんですね。

村上評価課長 はい。

寺田委員長 それでは、ほかにごなたか御発言とか何かございますか。

今、言われた、寺尾委員が何か沖縄の方へ。

寺尾委員 11月11日、今週の火曜日だったんですけども、沖縄県に藤本勧告広報課長と私が参りまして、「長寿県沖縄における食品の安全性に関する地域フォーラム」というのがございました。これは今の意見交換会ということで開催されたものでございまして、主催はこの食品安全委員会と農林水産省、厚生労働省、沖縄県がこれに共催という形で加わって開催されたものであります。

これは大体150人くらいの方が参加されまして、それでどういう内容のことが行われたかということをお知らせすると、最初に食品安全委員会の藤本勧告広報課長、農林水産省の姫田さん、厚生労働省の広瀬さんが15分ぐらいずつお話になりまして、その後、私が30分ぐらい食品安全委員会の役割とか機能、この4か月ばかりでやってきたことの説明をいたしました。

その後、パネルディスカッションがありまして、パネリストとしましては沖縄の琉球大学の教授の東盛教授という先生。健康食品をつくっている仲善という会社があるらしいんですけども、その国永さんという方。もう1人は、コープおきなわの伊志嶺さんという方がパネリスト。あと私ですね。4人パネリストがいました。コーディネーターは、琉球大学の名誉教授の尚先生という方がなさいました。

結局これは、沖縄は独特に食文化を持っていて、しかも長寿県であるということでありまして、そういうことを基にして食の安全というものを考えていきたいと。

1つには、沖縄、長寿県とは言っても男性の平均寿命がかつては1位だったのが、この

ところ急速に下落していて、ついに 26 位になってしまったというわけで、ここを何とかしなくてはならないという危機感が沖縄県にはあるらしくて、そういうこともありまして、このパネルディスカッションをやりたいということだったんです。

いろいろ意見が出ましたけれども、結局どういうものが、意見の目ぼしいところを申し上げますと、非常に最近の沖縄の人の食がアンバランスになっているとか、食の安全性に関する情報はテレビ、新聞から得ているんだけれども、正しい知識を身に付ける必要があるというような御意見。できたら、食品添加物とかそういうものを減らしていきたいということであって、どうしても消費者が賢くなる必要があるのではないかというようなこともありました。

または企業の方は、技術とかマニュアルとかということを盛んに言われるけれども、それ以前にやらなければいけないのは、人間としての倫理観というものがなければいけないんだというようなことがございました。

ということでありまして、沖縄は亜熱帯でございまして、私、よく知らなかったんですけども、薬草が非常に豊富にあるというようなことでありまして、こういうものを食材として使っているということがございまして、沖縄の地域特性を踏まえまして議論というのが活発に行われて非常によかったと思います。

以上でございます。

寺田委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御発言ございませんでしょうか。

それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。これをもって第 19 回の食品安全委員会を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、11 月 20 日木曜日 14 時から開催いたします。

11 月 14 日金曜日 10 時から、肥料・飼料等専門調査会が、17 日月曜日 14 時から、新開発食品専門調査会が、18 日火曜日 10 時から、添加物専門調査会。更に、19 日水曜日 14 時から、遺伝子組換え食品専門調査会ということで、それぞれ専門調査会でいろいろ議論、あるいは検討が行われる予定でございます。

そのほかに何かございませんでしょうか。

岩淵総務課長 今、お話ございました、14 日の肥料・飼料等専門調査会でございますが、飼料添加物のアスタキサンチン及びカンタキサンチンについての御審議を予定されておりまして、農林水産省より提出になった資料の中で関係企業が作成した実験データなどにつきまして、委員会の公開規定に基づきまして、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益、もしくは不利益をもたらすおそれがある場合に該当するというところで、肥料・

飼料等専門調査会の座長に御判断をいただいております、非公開で開催いたします。

会議は非公開となりますけれども、その専門調査会の議事録、審議結果等につきましては、資料6でお配りしておりますけれども、農薬の専門調査会で前回御了解いただきましたルールに従いまして、議事録の公開とか審議結果の、この委員会への報告とか、あるいは資料の取り扱いなどを行いたいというふうに考えております。

寺田委員長 ありがとうございます。先走って言ってしまった、この資料6のことで、これ以外にも前にもお願いしましたが、非公開のもので企業秘密のあることに関しては、やはりちゃんと守らないと情報公開と知的財産権と両方、とにかくきちんとやらないといけないということなんで、そこのところ、よろしく願いいたします。

それでは、ほかにはございませんか。ちょっと早いですが、これで本日の会議、実際に終わります。

どうもありがとうございました。